

世界平和を希求する共同宣言に調印

当会・京畿(キョنگイ)中央地方辯護士會 第17回日韓共同セミナー開催

10月28日、高岡俊之会長は、姜文江筆頭副会長、飯田学史副会長、その他国際交流委員会所属の当会会員を中心としたメンバーとともに、14名で、かねてより交流のある韓国・京畿(キョングイ)中央地方辯護士會を表敬訪問した。

当会と京畿中央地方辯護士會との友好関係は、2003年に始まり、以降、ほぼ毎年、両会が交互に訪問し、共同セミナーを開催している。本訪問は、通算16回目(昨年はオンライン開催だったためセミナーは17回目)であり、新型コロナウイルス感染症流行の影響で中止が重なったことから、2019年10月25日の日本での実施以来、実に3年ぶりの交流となった。

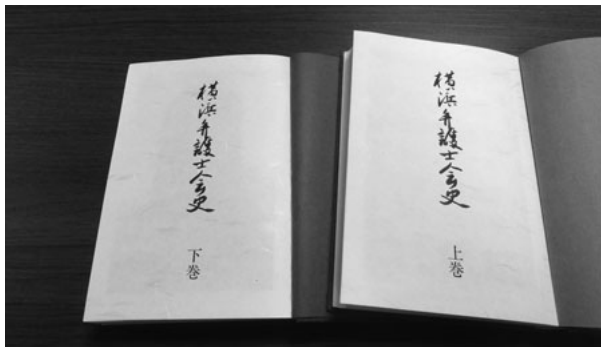
本訪問では、水原(スウォン)高等裁判所及び地方検察庁を訪ね、裁判所長、検事長らとの面談を行った後、日韓同時通訳で、共同セミナーを開催した。共同セミナーではウェブナーが用いられ、オンラインでの参加者も見られた。

韓国では、10年前から、書面の電子化が行われている。他方、裁判手続は電子化されていなかったが、2021年の民事訴訟法・刑事訴訟法の改正により、電子化に向けた準備が進められているとのことである。講演では、民事訴訟を中心に実施要件や手続に関する解説が行われ、制度の問題点や将来の活用方法に関する意見が述べられた。

日本側は、本田正男会員が講師を務め、「民事裁判のIT化」と題する講演を行った。本田会員は、日本における民事訴訟の電子化の沿革、実用に向けた各フェーズの解説を行うとともに、マイクロソフト社のソフトウェア「Teams」を活用した争点整理段階でのウェブ会議の実施状況、及び民事裁判書類電子提出システム「mints」の概要や導入状況について説明した。

共同宣言採択・調印式の様子(左はユン会長、右は高岡会長)

共同宣言採択・調印式の様子(左はユン会長、右は高岡会長)



横浜弁護士会史 上巻、下巻

皆さんは、横浜弁護士会史を読んだことがあるだろうか。二分冊からなる会史は、当会の創立100周年を記念して編集されたものであり、上巻が昭和55年に、下巻が昭和59年にそれぞれ発行された。

上下巻合わせて千頁以上に及ぶこの大作を、なんと3時間で紹介しようという会が、8月22日当会会館にて、創立150周年会史編集特別委員会のメンバーが中心となって行われた。

会史のメインは上巻と下巻を通読した竹森裕子、畑中優宏両会員からの、各十数頁に及ぶレジュメ付きの解説であった。

上巻は明治から終戦まで、下巻は戦後から当会が100周年を迎えた昭和55年までをカバーしているが、やはり戦争に至る激動の時代の記載は目を引く。この当時の当会総会の議題をみると、横浜港の影響低下を慮った東京開港反対決議(昭和15年)など興味深いものもあるが、出征会員家族慰安及び扶助に関する件(昭和12年から数回)、

当会の歴史

編集委員会委員長 岩田 武司

3時間で振り返る

両国の電子訴訟制度は、書面の電子化と裁判手続の電子化の順番がちやうど真逆であることから、講演後の質疑応答では、両国の弁護士から、相手国の制度に関する細やかな質問が挙げられ、活発な議論が行われた。

共同セミナーの終了後には、高岡会長と京畿中央地方辯護士會のユン・ヨンソン会長が壇上に上がり、両国の電子訴訟制度は、書面の電子化と裁判手続の電子化の順番がちやうど真逆であることから、講演後の質疑応答では、両国の弁護士から、相手国の制度に関する細やかな質問が挙げられ、活発な議論が行われた。

共同セミナーの終了後には、高岡会長と京畿中央地方辯護士會のユン・ヨンソン会長が壇上に上がり、

平和を希求する法曹として、各国憲法の平和への思いを相互に共有し、国に對して平和の価値を訴えていくことを宣言した(当会HPに全文が掲載されている)。

共同宣言後、当会訪問団は、懇親会に招かれ、京畿中央地方辯護士會所属の弁護士らと、更なる友好を深めた。

(会員 佐山 亮介)

皇軍感謝決議(昭和16年)、陸海軍の兵器のため2000円を献金する件(昭和18年)など考えさせられるものも多い。

上巻末尾の座談会だけでも読む価値があると紹介されたので自分でも読んでみた。確かに面白い。一部を紹介すると、戦争中は配給制度のため民事事件が減る一方物価統制令違反の刑事事件が増えた、弁護士自治が存在せず弁護士監督は検事正が行っていたが、法曹三者が集う法曹協議会の場で検事正からあの人は評判が悪いから注意して下さいとそれとなく言われた、陪審法が施行されたときには啓蒙のため若手弁護士が皆俳優になっ

た、小学生くらいの子もたのび程度に思っている▼他方、昨今は、大人も楽しめるよう、歯応えのあるクイズやパズルなどと組み合わせた謎解きゲーム形式や、ワークショップ形式の街歩き企画が盛り上がっているようだ▼本号の発行される12月頃は、クリスマスやお正月準備の賑わいが街の主役になっているだろうが、それらがひと段落したころに、こういった企画で地域の魅力を味わってみるのもいいかもしれない。

(若林 将大)

神奈川県弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <https://www.kanaben.or.jp/>

賀詞交換会・新年宴会(2023年1月10日)のご案内

■賀詞交換会
日時 2023年1月10日(火) 15時30分
場所 ロイヤルホールヨコハマ3階「シンフォニーの間」
■新年宴会
日時 2023年1月10日(火) 17時30分
場所 重慶飯店 新館レストラン



神奈川県のアウトラインと天秤をモチーフにした神奈川県弁護士会のロゴマークです。

山ゆり

昨年、所属する弁護士法人内の人事異動で、横浜の主事務所から海老名の事務所に移った▼あくまで法人内の異動なので変わらぬ他の本支店との交流はあるし、対外的にも海老名市は横浜地家裁の本庁管轄、弁護士会でも本部所属という点では前と変わらないのだが、相模原支部や小田原支部に行く機会が増えたのは海老名の地理的な特色だろう▼昨今、コロナで打撃を受けた観光業や飲食業の回復や、感染リスクに配慮しながらでもできる企画として、街歩き関連の企画が各自自治体や地域の商工会議所の企画で盛んに行われていると聞く。以前から、大規模商業施設や鉄道会社の企画でスタンプリリーなどはあったが、それらは主に小学生くらいの子どもの向けで、大人は子どもの付き添い程度の位置づけだったように思う▼他方、昨今は、大人も楽しめるよう、歯応えのあるクイズやパズルなどと組み合わせた謎解きゲーム形式や、ワークショップ形式の街歩き企画が盛り上がっているようだ▼本号の発行される12月頃は、クリスマスやお正月準備の賑わいが街の主役になっているだろうが、それらがひと段落したころに、こういった企画で地域の魅力を味わってみるのもいいかもしれない。

(若林 将大)

司法から見た神奈川の150年 第16回

無罪の判決に 満廷皆泣く

昭和4年(1929年)と云えば、今から93年前のことである。関東大震災で倒壊し、庁舎内にいた多数の法曹関係者が死亡してから6年、横浜地方裁判所は、現在の地に再建され、陪審裁判が開始された。

同年6月21日の横浜貿易新報は、前日、横浜地方裁判所で行われた小田原町幸のカフェ中央亭の放火事件の4日目の陪審裁判で、裁判所が、4件目にして初めて無罪の判決を言い渡したことを伝えている。

被告人は中央亭を営むAと妻の妹B。公訴事実によれば、Aは、近時借財を気にしていた折柄、かねて情交関係にあったBより出奔しようとして求められたことから、妻名義で家屋と動産に5000円の保険が付いていたのを奇貨として保険金を騙取して東京方面に駆け落ちせんとして、Bを教唆し、前年12月19日午前2時40分頃、Bは、同家の帳場に新聞紙3枚を捻り、揮発油を注いで放火し、付近の10数戸を焼いたという事件だった。

6月20日の裁判は午前9時に開廷されたが、判決言い渡しが行われたのは午後1時10分だった。

横浜貿易新報は、その経過を詳しく書いているので紹介しよう。開廷後まず、安斎林八郎弁護士が前日に行われた弁論について補充したところ、永井検事が反駁し、平川松太郎弁護士がこれに反論するうちに、検察、弁護側の「睨み合い」となり、法廷は異様の緊張ぶりを示した。その展開に同紙は、「判決刹那の劇的シーン」検事、弁護士の

小競合」との小見出しを付けている。

清水裁判長は、手続を進めて「説示」に入り、陪審員に丁寧に説明した後、「主問第1被告人Bは放火したものか」、「主問第2被告人Aは、Bに放火の教唆をしたものか」の問書を陪審員に手渡した。陪審員は、評議のため評議室に入った。

午後0時50分、再開された法廷で、答申書が書記によって読み上げられた。いずれも「然らず」。被告人両名はほっとしたらしく、Bは嬉し涙をこぼす。水を打ったような静けさを続けていた満廷の傍聴人も答申にどよめ

く。裁判長は合議するといって退廷。

1時10分、裁判長は、「陪審員の答申を採用して、両名は無罪」と一段声を高くして言い渡した。Bは「嬉しさに感極まって声を震わせて、ありがとうございましたと拝むがごとく感謝し、傍聴席で妹と夫の身を案じていた妻を始め、親戚の者もみんな袖を被り劇的シーンを演出していた。ある者が手を打ったとかで廷吏さんに叱られていたのは、最近に珍しい裁判であった」とまとめている。

① 黙秘権は憲法上保障された権利であり、その権利の放棄は放棄する積極的な理由がある場合に限り、例外的に行われるべきであること

② 取調べにおいて供述することのリスクとして、被疑者が真実を話して弁解をしているのに、事件について誤った先入観を持った捜査機関が、バイアスに捕らわれて、また、時には正義感に似

自営業・フリーランスのみならずへ。

あなたにもプラスも。

掛金はぜんぶ所得控除になるから、税金がおトクに！

一生もらえる年金を上乗せできます！

人生100年時代の「プラス年金」

日本弁護士国民年金基金

60歳以上65歳未満の方や海外居住されている方で、国民年金に任意加入されている方も国民年金基金に加入できます。 ※非居住者が支払った掛金は、所得控除対象外です。

資料請求・ご相談・お問い合わせはお気軽に！

日本弁護士国民年金基金 03-3581-3739
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14階 <http://www.bknk.or.jp/>

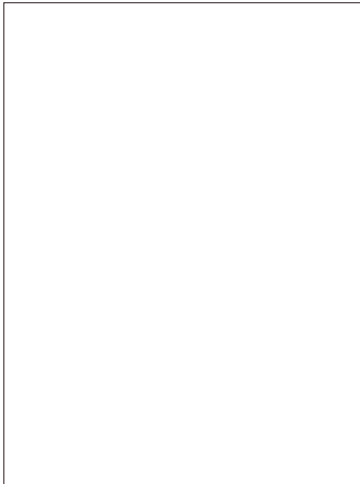
連載

BC級戦犯 横浜裁判

第6回

横溝貞夫弁護士が 取り組んだ75号事件(前編)

会員 井上 晴彦



昭和37年度当会会長
横溝貞夫弁護士

横溝貞夫弁護士は当会の昭和37年度会長であり、同弁護士が横浜裁判で取り組んだ事件に75号事件がある。

75号事件とは、長野県天龍村平岡にあった東京俘虜収容所第12分所(満島)での事件である。本事件の起訴理由は、共謀の上での、多数の連合軍俘虜への虐待及び虐待致

死、赤十字救恤品の横領、上官の司令統制責任の失敗などであり、起訴された被告人7名の内5名が絞首刑となった。

横浜裁判では、判決後に「第8軍司令官による判決の承認手続」が取られており、第8軍司令部法務部の審査官が、軍事委員会による事実認定や判決の妥当性を検討し、判決を承認すべきか、減刑すべきかなど第8軍司令官が取るべき措置を提言していた。

本事件では、審査官Doeringによる提言書が作成され、その内容は、「5名の内4名の絞首刑に対して終身又は有期の懲役刑への変更を提言するもの」、「懲役刑の判決を受けた2名の内1名について無罪を提言す

るもの」であった。

しかし、Doeringの上官である法務部長Brownegが「5名の絞首刑が妥当である」と等と判断したことで、Doeringの提言書が第8軍司令官に渡ることとはなく、5名の絞首刑や2名の懲役刑が承認された。

Brownegの検討結果は、Doeringによるものと比べて証拠に基づいた検討とは言い難いものであり、「Brownegの感情」で判断した、と評価できる内容である。

本事件の弁護人であった横溝貞夫弁護士は、本事件を「感情で裁判した」と表現した。同弁護士が本事件を通じて感じたことについては、次号で紹介する。

刑事弁護修習の 最前線

～20年目の司法修習～

「原則黙秘」とは、読んで字のごとく、取調べへの対応は黙秘を原則とし、黙秘を解除する条件がそろった場合に限り、黙秘を解除して供述する

こととするをいう。被疑者が被疑事実を否認しているか、認めているかは問わない。

黙秘を解除することで有利な処分が見込まれる場合など、「黙秘解除の必要性」が認められる場合には、黙秘を解除することも検討することになるが、その場合でも、弁護人の責任において本当に黙秘を解除してよいのかを十分に検討し(「黙秘解除の許容性」)、黙秘を解除すべきと判断した場合には、被疑者に対し、何を、どこまで、どのように供述するかを明確に指示するなど、被疑者に対して具体的に適切な助言をしなければならぬ。

③ さらに、別のリスクとして、被疑者が意図せず(記憶違いなど)、あるいは意図的に(過剰な弁解や取調べへの迎合)、真実に反した供述

④ 取調べの可視化が広がったことにより、黙秘を実行するための条件が以前に比べ格段に整っていること

⑤ そして、黙秘権行使が「当たり前」の手段となりつつあることに伴い、裁判官の意識にも変化の兆しがあるが、これなどを挙げることで

「刑弁問研」——原則黙秘

その2

会員 妹尾 孝之

た悪意をもって、「弁解をしてしまい、それが後に被疑者に不利益に作用するおそれがあること

④ 取調べの可視化が広がったことにより、黙秘を実行するための条件が以前に比べ格段に整っていること

⑤ そして、黙秘権行使が「当たり前」の手段となりつつあることに伴い、裁判官の意識にも変化の兆しがあるが、これなどを挙げることで

(続く)

市民と裁判所の

懸け橋となる非常勤裁判官

10月25日、当会会館にて「非常勤裁判官激励・慰労会」が開催された。

市民の感覚を裁判所に届けるのが弁護士任官制の意義であるところ、その懸け橋の一翼を担うのが非常勤裁判官である。非常勤裁判官は1期2年の任期制であり、この度、当会会員2名が退任し、新たに3名の会員が着任したことから、退任調停官をねぎらいかつ新任調停官を激励する趣旨で、本会が開催された。

小坪淳子会員からは、書記官、裁判官とのチームワークを通じた執務環境が充実していたこと、代理人の立場としてはもどかしく感じていた裁判所の取扱いについて内部から見ると合理性があると感じられる点もあったこと等が報告された。

小坪淳子会員からは、書記官、裁判官とのチームワークを通じた執務環境が充実していたこと、代理人の立場としてはもどかしく感じていた裁判所の取扱いについて内部から見ると合理性があると感じられる点もあったこと等が報告された。

また、現職調停官であり、藤江勇佑会員

からは、1回の執務日当たり最大で18件程度期日が設定されており非常に多忙であったこと、最終的に判断する役割となる裁判官独特の緊張感が弁護士業務との違いであること等が報告された。

村上貴久会員からは今後開始されるWEB調停手続の試行状況、豊田秀一会員からは川崎支部における執務状況等について報告があった。

最後に、10月から就任した調停官のうち、天野康代会員からは庁舎内の往復で早々に筋肉痛を発生したこと、早川裕美会員からは事件記録を精読する時間を取ると退任予定時刻を過ぎてしまうこと等について報告があった。

いずれの会員も多忙ながらも充実した執務を送っているとのことであり、今後、市民と裁判所の懸け橋としての益々の活躍を祈念する次第である。

(会員 青木 一愛)

十数年ぶりの司法担当である。8月末、10月から横浜転勤の内示を受けた。勤続15年の大半は経済部。幸いなことが、法のお世話になるような厄介ごともなくこれまで過ごしてきた。

現場にあったのは誰かの粗相の痕跡だった。公衆トイレは「点検中につき閉鎖中」の張り紙があった。ここで起こった悲劇の

とがなかったと胸をなでおろしたが、着任早々のとんだ「大事件」だった。経済部では法曹関係者と出会うのは、不祥事企業の第三者委員会や官庁の審議会などが多い。法の専門家としての冷静な意見を求められていた。

これから取材する裁判所では、刑事事件の被害者・加害者、民事訴訟の原告・被告、それぞれの物語を代弁する人間臭い法曹関係者の姿を目にすることだろう。市民の体温を感じつつ、司法の原点を一から学び直したいと思う。

(産経新聞横浜総局 記者 高木 克聡)



「横浜駅のトイレで警察が規制線を張っているそうです。血だまりがあるとネット上で騒ぎになっていきます」。ある朝、後輩から一通のチャットが入った。これが事件取材か。通勤途中だった私は汗だくになりながら駅方向に自転車のハンドルを切った。遠くに見えた公衆トイレの前に赤茶色い何かが落ちてあった。心拍が一気に高まる。同時に違和感も。人だかりはできていない。

物語は想像に難くない。(騒ぎのあったトイレは駅構内で、こちらも汚物関係のトラブルだった)。人命にかかわるようなこ

出席して初めて気づいた疑問点

会員 若松 みずき (新61期)

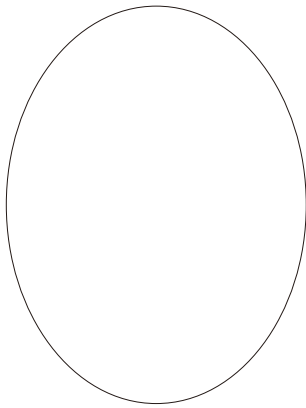
常議員会の

私は新61期ですが、弁護士14年目にして初めて常議員になりました。

私には支部会員であることもあり、会全体の運営には関与する機会があまりありませんでした。しかし、常議員会の一員として会議に参加する中で、神奈川県弁護士会と

いう大きな会を民主的に運営していく大切さを実感していききました。

会の運営に関わる重要事項を、皆さんで協議していくというプロセスには毎回興味深く参加させていたでいています。もっとも、常議員になったことで初めて気づいた疑問点もありました。



た疑問点もありました。まず、閲覧のみで、会議が終わると回収される資料が多いことです。もちろん、個人情報など機密事項も多く、回収の必要性が高い文書が多いのは理解できます。しかしながら、必ずしも機密性が高いとはいえない(と思われる)会の運営に関する情報まで回収されてしまうことがあり、クロースな情報が多いな、と感じてしまう場面もありました。

また、重要事項について出された意見がその後どのように反映されているのか疑問なこともありました。

理事者室

だより

素敵な仲間たち

副会長 関本 和臣

思います。折り返し地点を過ぎ、今更な感否めませんが、理事者室での様子や人柄などをほんの少しご紹介します。

われらが筆頭の姜文江副会長。筆頭の大事なお仕事の一つは理事者会運営(仕切り)。膨大な議題を週1回の限られた時間内で解決していけるのも、姜さんの仕切りがあるからこそ。「カズさんはこれ」「トシさんはあれ」「会長」と、適材適所をササッと判断して役割を決めたかと思うと、全

年度もコロナ禍にあつて飲食を伴う懇親会や会合をする機会が少なく、今年の理事者ってどんな感じという方も多いかと

2回目の理事者室だよりを掲載する機会を得ました。早いもので理事者になってから7か月が過ぎようとしています。今

折り返し地点を過ぎましたが、素敵な仲間たちとともに残りの任期を全うしたいと思っています。

最後に、事務局職員さんに支えられ、頼もしい仲間たちに囲まれて、心も体も丸くなってきたのが私です。今のところ、心身ともに健康です。

折り返し地点を過ぎましたが、素敵な仲間たちとともに残りの任期を全うしたいと思っています。

折り返し地点を過ぎましたが、素敵な仲間たちとともに残りの任期を全うしたいと思っています。

★かなパブ最前線★
日々悩みながら
—かながわパブリック
法律事務所に入所して—



祖母の家のある岩手県宮古市のおいしいうどん

私は東京出身で、修習地も東京だったため、地方で

私は、74期司法修習を

終え、今年の5月から

会員 渡邊 泰孝

の生活は全くの未経験である。また、祖父母が山梨と岩手に住んでおり、祖父母の家に行くたびにそこでの生活を心地よく感じていた。そこから、地縁も土地勘も何もない地域で、ゼロからスタートする生活に慣れて(それと、横浜というおしゃれで魅力的な町で2年間生活する点にも慣れて、かなパブを進路に選ぶに至った。

このような短絡的な動機から司法過疎地に赴任しても良いのかという点で大きな不安感はある。しかし、このようにふらふらした動機にもかかわらず

の先生から、仕事も筋トレと同じであり、少し無理をすることで自分のキヤパが広がっていくようになる。アドバイスを受けた。自分のキヤパが広がっていると感じたことはまだないが、この経験が将来の自分のためになると思っ



会員ラウンジからの景色



会員ラウンジ入口

5月まで2年間、日弁連事務次長として、毎日霞が関の弁護士会館に通い詰めておりました。な

お、地名は「霞が関」ですが、地下鉄駅名は「霞ヶ関」です。弁護士会館は、国有地



霞が関

弁護士会館情報



霞が関？
霞ヶ関

に建つ日弁連と東京三会の共有建物です。1995年竣工で、二度目の大規模修繕が昨年完了したところ

システム・施設管理課にパソコン等を持参して手続してください。15階には4人用と1人用の会員執務室もありま

す。ご利用の際は15階受付でお申込みを。執務室内にコピー・FAX機(コピー式)とプリンタもあり

ります。地下店舗として、現在「京都二条苑(和食)」、「そば処みとう」、「932」(洋食)と、コンビニの「生活彩家」が入っています。1年前オープン

の「932」(草津の温泉旅館が経営)は、注文から会計までスマホでできるシステムです。コロナ禍で来館者が減

って店舗はどこも大変なので、機会があつたらなるべくご利用いただければと思います。(会員 畑中 隆爾)

第42回 日弁連野球全国大会



ハレの舞台で
準優勝!

10月12、13日、倉敷マスカットスタジアムにて、第42回日弁連野球全国大会の決勝大会が開催された。横浜マリナーズは、昨年逃した優勝杯を目指し、岡山に乗り込んだ。緒戦の相手は、2011年新潟大会以来の対決となる熊本。投手は11年前と同じ畑中隆爾会員と熊本の林弁護士。畑中会員は、要所を抑える貫禄の投球で、7対0の完封勝利を収めた。講評会でも、ゲストの元巨人の楨原寛己氏から、この投球への賛辞の言葉をいただいた。

準決勝の相手は、約10年振りの全国大会出場ながら緒戦を突破して勢いづく仙台。5回まで4点リードのマリナーズであったが、6回表に3点、7回表に1点を取られ、試合は振出しに戻る。球場全体に「番狂わせもあるぞ」という不穏な空気が漂う。しかし、7回裏、俊足の鈴木貴雄会員が、四球で出塁すると、二盗、三盗を決め、最後はゴロの間にホームイン。5対4で劇的なサヨナラ勝ちを決めた。

決勝の相手は、昨年と同じ大阪。1回表に4点先取される苦しい展開。粘り強く1点ずつ取り返すが、大阪も点を加え、点差は縮まらない。6回表に大阪が4点を追加する。優勝には胸を張りたいが、優勝杯を逃したことは悔しさが残る。来季の優勝を誓い、改めて野球に打ち込むマリナーズ一同であった。(会員 島 幹彦)

編集後記

筆者は小学生の頃「ガンブラ」で挫折した経験がある。色塗りで顔を塗りつぶすという致命の大失敗をやらかしてしまい、それ以降ガンブラには手を出さず、と誓ったのである。あれから40年。再び手に取ったガンブラは、誰でも気軽に手軽に作れる商品になっていた。捲土重来とばかり大

人買い。果たして棚の一角に、制作予定未定のガンブラの箱が積み上がることになった。「積みブラ」というらしい。まさに罪深い代物である。デスク 千歳 博信 記者 山口 陽 若林 将大 渡邊さち穂 古西 達夫 鈴木 健 香川 志野 越川 純哉

歓喜の瞬間!